

議案第四二号

予算外義務負担について

鳥取県防災その他行政連絡用無線電話三朝町無線局設備のため、八十五万円を限度として昭和三十七年度において予算外に町の負担となる契約を結ぶことが出来るものとする

昭和三十八年三月十六日 提出

三朝町長

坂出 雅己

昭和三十八年三月十九日 原案可決

三朝町議会議長

矢田秀雄



建設工事請負契約書

一、工事名 鳥取県防災その他行政連絡用無線電話三朝町無線局建設工事

(五〇w無線局並びにこれに附属する工事)

二、工事場所 鳥取県東伯郡三朝町

三、工期 着工 昭和三十八年二月二十六日

完成 昭和三十八年四月三十日

四、請負代金額 八拾五万円

右の工事について、注文者三朝町長坂出雅己を甲とし、請負者沖電気工業株式会社京都営業所長佐々木進一を乙とし、別記約款に定める諸条項を遵守し、請負契約を締結する。

右の契約の証として本書二通を作り、当事者記名なつ印の上各自一通を保有する。

昭和三十八年二月二十五日

注文者

鳥取県東伯郡三朝町大字三朝

三朝町長 坂 出 雅 己

印

請負者

京都市下京区四条通り東洞院東入

立売西町六六番地 京都証券ビル内

営業所長 佐々木 進 一

印